## 公益社団法人東村山市体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

制 定 日:平成30年10月16日

制 定 団 体:公益社団法人東村山市体育協会

: 公益社団法人東村山市体育協会加盟団体

#### I 人道的行為に起因する事項

1 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について 役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ自己の役割や責任

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ自己の役割や責任 等を指導徹底することが求められる。

- (1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。 特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行為は絶対に行ってはならない。
  - (2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を行うことは、厳に禁ずる。
  - 2 身体的及び精神的パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントについて 当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を 通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく こと。
    - (1) 現場指導者等が、その地位や人間関係の優位性を背景として、競技者等に対してその人格を否定するような言動等により精神的、身体的苦痛を与える行為を行うことは厳に禁ずる。
    - (2) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
    - (3) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
    - (4) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
  - (5) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、 はっきりと意思表示をすること。

(注意:無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、 競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。 国民体育大会のドーピングコントロール検査実施を契機に、協会及び加盟団体においては、これ まで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象 薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深 めること。

- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- 4 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について 相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。
- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、 先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要を しないこと。
  - (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
  - (3) プライバシー(個人的人権)の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

### Ⅱ 不適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理について

協会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を 遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び監事による監査を受けるようにすること。
- 2 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
  - (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
  - (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
  - (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

# Ⅲ 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

協会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

### Ⅳ その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても 社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。